

第3号様式

第1回ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会会議録

(令和8年6月10日作成)

- 1 開催日時 令和8年5月18日(月)午後2時00分から
- 2 開催場所 船橋市役所本庁舎7階705会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
佐藤 惟 (淑徳大学総合福祉学部 准教授)
早川 勇夫 (一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会 ケアハウス・軽費部会 副部会長)
小栗 晴美 (公益社団法人認知症の人と家族の会 千葉県支部)
小室 博之 (千葉県税理士会船橋支部)
阿部 健一郎 (市職員 高齢者福祉部長)
服部 茂樹 (市職員 高齢者福祉部地域包括ケア推進課長)
 - (2) 事務局 竹田高齢者福祉課長補佐、小野施設管理係長、係員2名

- 4 欠席者 なし
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 委員長の選任及び職務代理者の指定 (公開)

(2) 選定方法・評価基準等の承認 (非公開)

非公開の理由：船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号)第7条第1項第5号に該当する不開示情報を含む議題について審議を行うため、同条例第26条第1項第2号の規定により、非公開とする。

- 6 傍聴者数 0人

- 7 決定事項

(1) 委員長の選任及び職務代理者の指定

委員の互選により佐藤委員が委員長に選任された。また、佐藤委員より早川委員が職務代理者として指名された。

(2) 選定方法・評価基準等の承認

募集要項(案)に沿って選定方法及び評価基準等について事務局より説明がなされ、審議を経て選定方法及び評価基準等が決定された。

- 8 議事

◆次第1 開会

○事務局(施設管理係長)

それでは定刻となりましたので、「第1回ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会」を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。私は、高齢者福祉課施設管理係長の小野と申します。よろしく願いいたします。

本委員会の議事進行についてですが、委員長選任までは、事務局にて務めさせていただきます。
本日皆様にお集まりいただき、本委員会を開催いたしますのは、船橋市では、ケアハウス市立船橋長寿園において、市民サービスの最適化及び運営経費の効率化のため、民間活力を活用するための手段の一つである指定管理者制度を導入し、効果的・効率的な施設運営を図っているところです。現在の指定期間は令和8年度末までとなっておりますが、令和9年度以降につきましても、民間活力を活用し、地域の高齢者福祉を効果的・効率的に推進してまいりたく、次期、指定管理者の候補者の選定につきまして、皆様にご協力いただいたところです。何卒よろしく願いいたします。

初めに、お配りした資料の確認をさせていただきます。クリップ止めした資料を1部置かせていただきました。上から順に、次第、席次表の計2枚の資料です。不足等はございませんでしょうか。

このほか、事前にお持ちいただくようご案内した、黄緑色のファイル1冊を、本委員会で使用していきますので、机上に御準備をお願いいたします。

それでは、開催に先立ちまして、健康福祉局高齢者福祉部高齢者福祉課長補佐の竹田より、皆様へご挨拶を申し上げます。

○事務局（高齢者福祉課長補佐）

高齢者福祉課課長補佐の竹田でございます。

このたびはご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、高齢者福祉課長が他の公務により出席できないため、私よりご挨拶申し上げます。

本市における高齢化率は令和7年度に23.8%を記録しまして、高齢者福祉の推進は、今後の市の発展において、重要な課題となっております。

このような中、本市では高齢者が住みなれた地域において健康で生きがいをもって住み続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進しております。

この度、委員の皆様指定管理者の候補者の選定をお願いする、ケアハウス市立船橋長寿園は、60歳以上の高齢者の方で、自立はしているものの、身体機能の低下や高齢のため独立して生活することに不安のある方に、食事などのサービスを提供し、できる限り長く自立の生活が保たれるように、利用者の支援を行っている施設です。

また、高齢者の方の生活支援や、生きがいの創出といった地域包括ケアシステムの推進においても、大変意義のある施設となっております。

当施設におけるサービスの提供、施設運営の最適化を図るため、委員の皆様より、貴重なご意見を賜りたいと考えておりますので、何卒よろしく願いいたします。

○事務局（施設管理係長）

続きまして、本題に移る前に、留意事項を3点お伝えいたします。

1点目に、本日の本委員会における会議の公開・非公開についてです。会議の公開・非公開につ

きましては、「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」により、附属機関等において決定するものとなりますが、本日は第1回目の会議であり、まだ委員長が選任されておりませんので、同要綱第4条の規定により、所管の高齢者福祉課長にて、議案第2号の「選定方法・評価基準等の承認」は船橋市情報公開条例第26条第2号に該当する不開示情報が含まれるため、非公開を決定しました。なお、その他につきましては公開とします。

2点目に、傍聴人の定員数についてです。傍聴を希望する者は、委員長に申し込むものとしておりますが、今回は、第1回目ですので、事務局にて傍聴人の定員を5人といたしました。なお、本日は傍聴人の希望はありませんでした。

3点目に、本委員会の議事録につきましては、原則委員名を含め公開となっております。不開示情報が含まれる部分につきましては、公開されませんが、不開示理由が消滅した場合には、公開されます。本委員会の場合、選定が終了した時点で公開となります。なお、委員の皆様には守秘義務がございますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。留意事項につきまして、ご質問等がありますでしょうか。それでは、本日は傍聴人はおりませんので、このまま進行に移ります。

◆次第2 委嘱状及び辞令の交付

○事務局（施設管理係長）

次に、委嘱状及び辞令の交付を行います。

高齢者福祉課長補佐が、皆様の席にまいりますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

○事務局（高齢者福祉課長補佐）

委嘱状。佐藤 惟 様 ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会委員に委嘱します。令和8年5月18日 船橋市長 松戸 徹。委嘱状。早川 勇夫 様。以下同文でございます。委嘱状。小栗 晴美 様。以下同文でございます。委嘱状。小室 博之 様。以下同文でございます。辞令。阿部 健一郎。ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会委員を命じる。令和8年5月18日 船橋市長 松戸 徹。辞令。服部 茂樹。以下、同文でございます。

○事務局（施設管理係長）

委員の皆様ありがとうございました。

次に、各委員の紹介をさせていただきます。

佐藤 惟（さとう ゆい）委員です。佐藤委員は、淑徳大学 総合福祉学部准教授でいらっしゃいます。佐藤委員は、高齢者福祉に高い識見をお持ちで、昨年度は、船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員会の委員長を務めていただきました。次に、早川 勇夫（はやかわ いさお）委員です。早川委員は、一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会 ケアハウス・軽費部会 副会長でいらっしゃいます。早川委員は、ケアハウスの施設管理やサービス提供等に知見があり、前回の指定管理者選定委員会においても、委員を務めていただきました。次に、小栗 晴美（おぐり はるみ）委

員です。小栗委員は、公益社団法人認知症の人と家族の会千葉県支部よりいらっしゃいました。日頃の業務における、高齢者福祉の知見を活かして、利用者の観点からご意見をいただきたいと存じます。次に、小室 博之（こむろ ひろゆき）委員です。千葉県税理士会船橋支部に所属しており、財務の専門家として、申請者の財務状況や収支計画についてのご意見をいただきたいと存じます。次に、船橋市職員より、高齢者福祉部長の阿部 健一郎（あべ けんいちろう）です。最後に、同じく船橋市職員より、高齢者福祉部地域包括ケア推進課長の服部 茂樹（はっとり しげき）です。委員の皆様のご紹介は以上です。

◆次第3 ケアハウス市立船橋長寿園の概要

○事務局（施設管理係長）

それでは、続いて、今回の指定管理を導入する施設である、ケアハウス市立船橋長寿園の概要について説明します。資料2「ケアハウス市立船橋長寿園の概要」をご覧ください。

1. 施設の概要ですが、長寿園の定員は40名で船橋市ケアリハビリセンター内にございます。また、ケアリハビリセンターは民間の社会福祉法人が所有している特別養護老人ホーム第2ワールドナーシングホームと併設となっております。2. 施設の目的ですが、身体機能の低下等により自立した生活を営むことに不安がある方で家族による援助を受けることが困難な方に対して、食事、入浴等の提供を目的とした施設です。3. 入所資格は①市内に住所を有し、②60歳以上の方で、③自炊が出来ない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢のため独立して生活するには不安が認められる者であって家族による援助が困難なものであること。④ケアハウスを利用することにより自立した生活が可能となること。⑤は夫婦部屋の利用についてです。

以上です。何か質問はありますでしょうか。ご質問がないようですので、次に進みます。

◆次第4 選定委員会について

○事務局（施設管理係長）

資料3「ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会について」に沿って、委員会の設置主旨、指定管理者候補者選定のスケジュールを説明いたします。ケアハウス市立船橋長寿園は、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とした指定管理者制度により、現在運営を行っております。現在の指定管理期間は、令和9年3月31日で終了することから、次期指定管理者の選定を行う必要がございます。指定管理者の選定において、専門的な観点から評価・検討を行うとともに、選定過程の透明性、公平性を確保しつつ、指定管理者次期候補者を選定することを目的に、本委員会を設置するものがございます。審議のスケジュールにつきましては、本日、第1回選定委員会において、選定方法・評価基準等を議題とし、委員の皆様承認・不承認の審議をいただきます。承認をいただきましたら、その後は、事務局にて、7月初旬から8月初旬頃を申請期間として、申請者を募集します。8月から9月にかけて書面審査の仮

採点、9月中旬に第2回選定委員会、10月上旬に第3回選定委員会を行う予定です。第3回選定委員会終了後、指定管理者候補者を選定し、市長に報告し、委員会は閉会となります。

以上となります。何か質問はありますでしょうか。ご質問がないようですので、次に進みます。

◆次第5 審議 議案第1号 委員長の選任及び職務代理者の指名

○事務局（施設管理係長）

続きまして、議案第1号に移ります。

ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会設置要綱第4条第2項では、委員の互選により、委員長を選任する事となっております。委員の皆様いかがでしょうか。（早川委員挙手）早川委員お願いします。

○早川委員

市の高齢者福祉分野の各種委員会などで委員長のご経験もある佐藤惟委員がよろしいのではないのでしょうか。

○事務局（施設管理係長）

佐藤惟委員を委員長にとのご意見です。皆様いかがでしょうか。

○各委員

異議なし

○事務局（施設管理係長）

それでは、本委員会の委員長は佐藤惟委員にお願いしたいと存じます。

続きまして、ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会設置要綱第4条第4項において、委員長の事故等に備えてあらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとなっております。

委員長からご挨拶をいただいた後、職務代理者の指名を行っていただきまして、その後、議事進行を委員長に変わらせていただきます。それでは、委員長よろしく願いいたします。

○委員長

この度、ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会委員長に就任いたしました、佐藤 惟でございます。よろしく願いいたします。

では、早速ですが、早川委員を本委員会の職務代理者として、指名させていただきます。早川委員は、ケアハウスの施設管理やサービス提供等に、知見が豊富であることから、是非お願いしたいと思います。早川委員、そして委員の皆様、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし

○委員長

それでは、議案第1号につきましては、委員長を、「佐藤惟委員」、職務代理者を「早川委員」として、決議します。

◆次第5 審議 議案第2号 選定方法・評価基準等の承認

○委員長

それでは、次の議案に進みます。次の議案について、事務局より、今回の指定管理者募集に係る募集要項（案）に沿って、説明をお願いします。なお、募集要項に記載する、選定方法や評価基準等については、船橋市情報公開条例第26条第2号により、非公開となります。したがって、傍聴人がいらっしゃる場合は、議案第2号の審議の前に、傍聴人にご退出をお願いする事項となりますので、あらかじめご承知おきください。それでは、募集要項（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（施設管理係長）

説明いたします。皆様には事前に資料を送付させていただいておりますので、要点を簡潔にご説明していきます。なお、ページ番号については、募集要項のページではなく、右下または左下に印字してあります通し番号で、ご説明します。それでは、通し番号、8ページから10ページをご覧ください。募集要項の目次でございます。募集要項の説明につきましては、3つに分けてご説明いたします。目次の「10 指定管理者候補者の審査・選定等」につきましては、委員長からも説明がありましたとおり、非公開に該当する項目ですので、目次の、1から9、11から14、そして、10をご説明するといった順に進めていきます。それでは、通し番号11ページをご覧ください。11ページには、募集要項の他、添付資料と申請様式の一覧を記載した募集要項全体の構成を示しています。12ページから13ページの中央までには、募集要項の説明や指定管理者が行う管理の基本方針、先ほどご説明した施設の概要を記載しております。13ページの下方から15ページの下方までは、指定管理者が行う業務の範囲を示しています。14ページ上部、アの業務につきましては、条例第3条及び第5条に規定するケアハウスの運営に関する業務を指します。14ページ中央の、イの業務についてですが、ケアハウス市立船橋長寿園は、船橋市ケア・リハビリセンターという施設内にごございますので、当該施設との共用部分の管理に関することも業務内容となっております。14ページ下方のウの業務についてですが、前述のとおり、ケアハウス市立船橋長寿園は、ケア・リハビリセンター内にあり、当ケア・リハビリセンターが民間所有の特別養護老人ホーム、第2ワールドナーシングホームとの合築であることから、当該民間施設と設備等を共用しております。そのため、第2ワールドナーシングホームとの共有部分の設備についても、ケアハウス市立船橋長寿園にて管理等の業務を行うこととなります。15ページに移りまして、エの留意事項ですが、先程、述べましたとお

り、ケアハウス市立船橋長寿園があるケア・リハビリセンターは民間所有の特別養護老人ホームとの併設となっており、厨房は共用で使用している状況でございますので特出して示しております。なお、現状としては、現指定管理者は併設の特別養護老人ホームを運営している法人であるので、1つの厨房で2つの施設の食事を調理し、提供しております。次にオの自主事業についてですが、指定管理者が自主的に行う業務について、事業計画書で提案をいただきたいと考えております。なお、現指定管理者が行っている自主事業は通し番号61、62ページに記載があります。以上、申請者には、12ページから15ページに示したとおり、指定管理者が行う管理の基本方針や指定管理者が担う業務を理解していただいた上で、実効性のある具体的な管理運営を事業計画書により提案を受けることを考えております。次に、15ページ下方、指定期間ですが、現行と同じく5年間を考えています。

次に、16ページ、管理運営に関する経費等です。長寿園の管理運営に関する経費は、利用料及び市が支払う指定管理料、にて賄うものとします。予め指定管理料については参考金額を示し、この金額以下で提案をいただきます。(1)「利用料について」ですが、利用料については指定管理者の収入となります。ただし、居住に関する費用については年度末の精算で市に返還となります。(2)「指定管理料について」ですが、指定管理料は長寿園の運営分と施設管理料分から成りますが、参考金額は現時点ではお示しができませんので、募集要項公開までに記載する予定です。長寿園運営分の算出方法は、17ページの表のとおりで、概算委託料から概算控除額を引いたものです。なお、長寿園運営分については年度末に利用者の実人数等を確定し、精算を行います。続いて、施設管理分ですが、先程、14ページの業務のイで示した、施設のエレベーターの保守点検等の業務の委託料となります。(3)委託料については、14ページの業務のウで示した「第2ワールドナーシングホームとの共用部分に関する管理業務」の委託料となります。なお、これは、年度ごとに業務内容が異なりますので、毎年度委託料を算出し、別途市と業務委託契約を単年度で締結することを考えております。そのため、委託料については事業計画書の収支計画には含めないこととなります。(4)修繕についてですが、30万円未満の修繕は、原則として指定管理者の負担、それ以上は市の負担を考えております。(5)、(6)は、物品及び消耗品の取扱いに関して市と指定管理者の区分を記載しております。(7)市が負担する経費について、光熱水費は市が負担しますが、利用者が使用した分は直接、市に光熱水費を支払うものとしております。(8)指定管理者負担金ですが、指定管理者が使用する事務所室等の光熱水費及び施設管理費として、57ページ仕様書3-(3)に定める額、ケアハウス利用者数×5000円を負担金として市に納めることとしております。(9)事業所税については、記載のとおりです。

次の、19ページ下方、リスク分担については19から20ページに記載の表のとおりです。次に、20ページ中央から21ページ中央までには、業務評価の方法を示しております。評価結果は公表するものとしています。なお、記載されている項目以外に、申請者独自の評価方法を事業計画書において提案を受けることも可能としております。次の、21ページ中央から24ページにつきましては、法令等の順守や、偶発的な事象が起こった際の対応や、市からの要請措置の方法等、管理運営にあつ

での留意事項を記載しております。ここまでの、指定管理者の主な業務や事業に関することの内容となっております。次の項目からは、指定管理の募集に関する具体的な日程等に関する内容となります。

それでは、25ページ、9. 指定管理者募集に関する事項をご覧ください。（1）スケジュールについての表をご確認ください。まず、指定管理者の候補者選定においては、候補者となる事業者に対して、「指定」という行政処分を行うこととなるため、市議会における議決が必要となります。議決後に、実稼働に向けて、事業者との詳細協議や引継ぎ等の準備期間が必要となるため、令和8年第4回船橋市議会定例会への議案提出に向けて、審査を進めていく必要があることをご承知おきください。募集要項につきましては、6月1日から市のホームページにて、掲載することを考えております。申請者説明会と現地見学会を6月18日に開催し、6月19日から6月26日まで質疑受付期間を設けて、7月1日に市のホームページにて回答する予定としております。申請期間は7月3日から8月3日までの1ヶ月間を考えています。9月中旬に、第2回の選定委員会にて書面審査を行い、審査通過者に対して、10月上旬に第3回選考委員会にて面接審査を実施し、数日後に、指定管理者候補者を選定する日程で考えています。なお、募集要項には、記載はしていませんが、8月中旬から9月中旬においては、委員の皆様には書面審査の仮採点を行っていただくことを考えております。指定管理者候補者を選定しましたら、市長への報告を経て、令和8年第4回船橋市議会定例会に議案として提出し、議決を得られれば、指定管理者として指定いたします。27ページ中央から、31ページまでは、申請資格や募集に関する具体的な申請様式等を示しております。32ページから37ページ中央につきましては、議案第2号の内容となりますので、ページを送りまして、37ページ、11. 指定管理者との協定の締結をご覧ください。

ここからは、選定終了後の令和8年第4回船橋市議会定例会閉会後の議決後から、次年度業務開始までの流れを示しております。まず、本市においては、指定管理者との業務において、協定書を取り交わすことを考えております。当協定書は、募集要項、業務仕様書のほか、指定管理者からの提案事項をもとに作成するものとします。また、指定期間開始時に指定期間全体に関する基本協定を締結するほか、指定期間内の年度毎に年次協定を締結します。次に、38ページには指定の取り消し等、不適合にかかる規定を記載しております。次に、39ページには、業務の引継ぎについて、記載しております。指定開始前、そして業務終了時にも示しておくことで、市民サービスの提供に支障がないようにしたいと考えております。

最後には、担当係である高齢者福祉課の連絡先を記載しております。

○委員長

事務局の説明で、質疑等はある方挙手をお願いします。

私から質問させていただきます。今回、5年前の公募時と比較して大きく変更した点はありますか。

○事務局（施設管理係長）

大きく変更した点はございませんが、申請書類として税金に関する証明書等の提出を追加しました。

○委員長

わかりました。他に質疑等がある方はいらっしゃいますか。

それでは、募集要項については、本（案）で決定とします。

議案第2号の審議に移る前に、ここで10分程度の休憩を取ります。なお、ここから先の審議につきましては、船橋市情報公開条例第26条第2号により、非公開となります。

◆次第5 議案第2号 選定方法・評価基準等の承認

【非公開の審議等であるため、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条第3項後段の規定により記載を省略します。】

○委員長

それでは、議案第2号の選定方法・評価基準等につきましては、承認といたします。

以上を持ちまして、第1回ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会の議案は全て終了しました。全体を通して、委員の皆様から何かありますでしょうか。

最後に、第2回・第3回のケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会については、事務局からの説明にあった不開示情報が含まれる事項について、審議する場となります。よって、両会議ともに、船橋市情報公開条例第26条第2号に該当するものとして、非公開とするものとしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし

○委員長

最後に、本日の総会の会議録については、事務局で作成し、後日皆様に共有させていただきます。なお、議事録の作成に当たり、必要に応じて委員の皆様を確認をお願いする場合がありますので、その際は御協力をお願いいたします。それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

○事務局（施設管理係長）

皆様、長時間にわたり誠にありがとうございました。事務局からご連絡です。第2回、第3回の委員会については、別途、日程調整後ご連絡いたします。委員長からありましたらように、議事録

の作成において、皆様に確認等ご協力をいただきますので。その際はお願いします。本日の資料一式は机の上に置いたままにしておいてください。本日は、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

9 資料・特記事項

(1) 傍聴者配布用資料

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 資料1 令和8年度ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会委員名簿
- ・ 資料2 ケアハウス市立船橋長寿園の概要
- ・ 資料3 ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者選定委員会について
- ・ 資料4 ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者募集要項（案）※一部非公開
- ・ 資料5 書面審査採点表 ※非公開
- ・ 資料6 面接審査採点表 ※非公開
- ・ 資料7 関係法令集

(2) 特記事項

特になし

10 問い合わせ先

健康福祉局高齢者福祉部高齢者福祉課施設管理係

047-436-3354